

## 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費 国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

また、義務教育費国庫負担制度は、国による教育分野の「最低保障」というべきもので、地方分権の推進を阻害するものではなく、すべての国民に対し適正な規模及び内容の義務教育を保障することは国の重要な責務です。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものです。

しかし、平成 18（2006）年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は2分の1から3分の1に下げられました。また、政府は平成 24（2012）年度には「地域主権推進大綱」で、義務教育にかかわる補助金は除外するものの、補助金の一括交付金化を進める予定です。仮に義務教育費が一括交付金化された場合、他の目的に流用される可能性が高まり、自治体により教育水準の低下を招きかねません。

現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されています。平成 23（2011）年度予算の地方交付税は約 17.4 兆円（前年度比 2.8%増）で、国庫負担率変更前の水準に戻っていますが、一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えません。

全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度の堅持とその趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年7月7日

長 崎 市 議 会